

平成27年度

教育行政執行方針

平成27年3月

当別町教育委員会

I はじめに

平成27年第1回当別町議会定例会の開会にあたり、平成27年度の教育行政執行に関する所信を申し上げます。

今日、社会が急速に変化する中で、グローバル化への対応や少子高齢化による社会活力の低下など、多くの課題が生じてきております。教育におきましては、義務教育年限や無償教育の期間、学校段階の区切り等を含む「学制改革」が急ピッチで進んでおり、平成28年には、小中一貫教育について法制化がされる見込みです。

当別町教育委員会ではこのような社会状況を念頭に、変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかり身につけさせ、思考力や判断力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働できる、自らの手で自らの人生を切り開いていける、そのような力をつける教育を推進してまいります。また、当別町にふさわしい義務教育システムの構築など、国の学制改革にも対応してまいりたいと考えております。

このような認識の下、平成27年度の重点的な取り組みについて説明申し上げます。

Ⅱ 教育行政施策と予算編成の概要

初めに学校教育の重点的取組について4点申し上げます。

一 学校教育

1 一貫教育推進について

昨年4月、事務局内に一貫教育推進係を設置し、導入に向け研究を重ねてきました。平成27年度はその研究成果を見える形にし、本町における導入を進めます。具体的には、北海道教育委員会指定事業の「小中連携・一貫教育実践事業」における9年間の一貫した教育課程の研究と学力向上改善策、小中学校間交流、小中一貫教育全国サミットや先進地での研修などに取り組んでまいります。

早ければ平成28年度中には小中一貫教育が法制化され、推進に向けた環境の整備が図られることから、国の方針も見据え平成29年度を目途に一貫教育導入を目指します。

2 学力向上について

学力向上には、授業改善と家庭学習習慣の確立が2本柱と考えております。授業改善については^{注1}I C T環境の整備、教員研修、^{注2}T・T授業や習熟度別授業の推進、特別支援が必要な子どもへの対応などを重点的に行います。特に、I C Tにつきましては、全クラス

に実物投影機、小学校4年生以上には実物投影機と電子黒板を配置することとしました。授業改善が進み、児童生徒の学力向上につながると期待しているところです。

特別支援が必要な子どもたちに対しては、その人数に応じて、学校への特別支援教育支援員の増員を図り支援をまいります。

家庭学習につきましては、社会教育課が所管している文部科学省所管事業「学校を核とした地域力強化プラン事業」により、昨年試行した土曜日の学習会を土曜日の他、放課後も拡大実施することとし、子どもたちに放課後の自学自習の支援を行います。

学校に対しては、学校支援地域本部事業による授業支援の充実を図ってまいります。

以上のような取組みを通じて、平成27年度の全国学力・学習状況調査では、全教科の全国平均以上を目指します。

注1…ICT教育（情報通信技術教育）…学校教育の場に情報通信技術を活用すること。具体的には電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた授業。

注2…T・T（チーム・ティーチング）授業…2人以上の教職員が役割を分担し、協力・連携しながら、子ども1人ひとりの状況に応じた指導や、教職員間のフォローやチームワークにより、より解りやすくするための指導方法。

3 英語教育の充実について

昨年、新たな試みとして小学校1年生から4年生まで「英語に親

しむ時間」を設け、A L T（外国語指導助手）を派遣しました。その成果を受け、平成27年度も継続実施するとともに、5，6年生の外国語活動については、A L T派遣時数を24時間から35時間へ拡大します。

小学校での学びが中学校、高等学校へと接続されるよう、授業内容の研究、A L Tの活用、地域の人材や町内在住外国人の活用など積極的に進めてまいります。

4 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校の経営計画に道徳教育や体力向上を重点的課題として位置づけさせ、学校全体で取り組む体制を作ります。道徳については、道徳の授業を要とし「学校での教育活動すべてが道徳教育である」という考えに基づき指導にあたるよう、改めて校長会を通じ指導してまいります。

いじめ問題につきましては、当別町教育委員会策定の「いじめ防止基本方針」に基づき、各学校と連携し、いじめが起きない体制をつくります。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、当別の子どもたちの体力は、昨年より若干の向上は見られるものの、これまでと同様、全国平均には届かない現状となっています。

この状況を打開するため、各学校にスポーツ推進委員を派遣するなど支援します。さらに、一学校一実践に取り組むことも指導してまいります。

また、フッ化物洗口を小学校1年生から6年生まで実施し、虫歯ゼロを目指します。

危険ドラッグを含む薬物乱用防止については、専門家の協力を得て各学校で研修会を開催し、危険性についての認識の共有を図ります。

次に社会教育の重点的取組について4点申し上げます。

二 社会教育

1 新たな学習プログラムの開発と実施について

平成26年度、初めて実施した「幸齢社会人材育成促進事業」では、高齢者、高校生、障がいのある方の三者による、全国的にも数少ないプログラムなど、特色ある事業を実施してまいりました。

平成27年度はその事業を、国の「地方創生」においても推進している「高齢者が生きる地域しごと支援事業」として引き続き実施し、高齢者の活用を通じた若者への技能伝承や多世代交流を目的とした全国の生涯学習のモデルとなるような事業にしてまいります。

2 学校教育と連携した児童・生徒、学校支援について

学校教育で申しあげましたとおり、文部科学省所管事業「学校を核とした地域力強化プラン事業」により、子どもたちの自学自習の支援を行う「土曜学習会」、「放課後学習会」、小学生が英語に馴れ親しむ「えいごクラブ」を実施してまいります。

学校支援につきましては、学校支援地域本部事業による授業支援を充実してまいります。

3 図書環境の整備と読書活動の推進について

平成26年度設置された図書館像検討委員会より答申が出されましたので、今後、具体的な施策として、できる限り反映させるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、「子どもの読書活動推進計画」を新たに作成し、児童生徒の豊かな心を育む読書活動の推進に努めてまいります。

さらに、図書館司書の資格を有する非常勤職員を3名から4名に増員し、町内各小中学校に定期的に派遣し、学校図書館の充実と児童生徒の読書活動の推進に努めてまいります。

子どもたちの読書習慣につきましては、人格の形成や学力向上に直接結びつくことから、定着が図られるよう幼稚園や保育所、各小中学校と連携を取りながら取り組んでまいります。

4 社会教育施設の管理・運営について

社会教育施設は、生涯学習を推進する上で欠かすことができない施設であり、多くの町民の活動拠点として、重要な役割を担っております。また、生涯学習プログラムも町民のニーズの変化とともに、年々多岐になってきております。

このようなことから教育委員会としては、第5次当別町総合計画でも推進しております指定管理者制度の導入など、民間活力を活かした効率的な施設の管理と、多様化する町民のニーズに対応した事業運営が可能となるよう検討してまいります。

次に学校給食の重点的取組について3点申し上げます。

三 学校給食

1 食育の推進について

栄養教諭を中核とし、教職員が一体となった指導体制のもと、子どもたちに食に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けさせる「食育」を推進してまいります。

2 地場産物の活用について

郷土への理解や関心、愛着が増すよう地場産物を昨年以上に活用

し、食育を進めてまいります。

3 食物アレルギー対策について

食物アレルギー対策として、各学校の経営計画にアレルギー対策を盛り込み、学校全体での取組を推進します。

Ⅲ おわりに

以上、平成27年度の教育行政執行方針について申し上げました。子どもたち一人ひとりがたくましく成長できるよう、また、町民が豊かな生活を送ることができるよう、執行方針を確実に実行してまいります。

町民および議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。